

朝霞市博物館学芸員実習生受入実施要項

(実習生の資格)

第1条 次の項目を満たす者から選考する。

- (1) 大学（大学院を含む。）において、博物館実習以外の必要科目（博物館法施行規則第1条の規定に基づく。）の単位（博物館実習事後指導を除く。）を修得済
ないし修得見込みである者。
- (2) 当館が指定する全日程に出席できる者。

(受入人数)

第2条 実習生の受入人数は、原則として6人以内とする。

(選考基準)

第3条 第1条に規定する選考は、次の項目をもって行うものとする。

- (1) 朝霞市博物館の所蔵資料や学芸員の専門分野に沿う分野を専攻している者。
 - (2) 前号に掲げる分野を専攻していない場合においては、関連する科目の履修状況。
 - (3) 朝霞市在住の者。
 - (4) 和光市、志木市、新座市在住の者。
- 2 前項に定めるもののほか必要な項目を設ける場合は館長がこれを定め明示する。

(申込及び受付)

第4条 申込書の配布は、毎年1月以降とする。

- 2 受付期間は毎年3月から4月の間で設け、必要書類は申込者本人が持参し提出しなければならない。

(受入の可否)

第5条 受入の可否については、申込書の受付終了後、20日以内に決定し、文書で各大学宛に通知する。

(実習期間)

第6条 実習期間は、毎年7月から8月までのうち2週間以内とする。

- 2 前項の日程の詳細については、毎年4月以降に決定する。

(実習内容)

第7条 実習内容は、毎年4月以降に決定する。

- 2 前項の内容の詳細については、実施年度在職学芸員の意見を考慮し、これを決定する。

(その他)

第8条 実習中に事故等が生じた場合、その責は本人及び所属大学が負うものとする。

附 則

この要項は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年12月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年1月11日から施行する。